

東久留米駅西口昇降施設の改築
及び
駅西口広場の整備に関する
方針について

令和8年1月15日

東久留米市都市建設部都市計画課

本説明会について

東久留米駅西口昇降施設については、建築基準法や都市計画法など関連法令に適合した改築に向けて、駅西口広場のバリアフリー化などとともに、これまで東京都や交通管理者などとの協議・調整を進めてきました。この度、その改築及び整備方針を策定しましたので、市民の皆さんにその内容をご説明させていただくものです。

本日の内容について

- 1 背景及び経過
- 2 課題の整理
- 3 改築及び整備に関する方針
- 4 整備スケジュール（案）

1 背景及び経過

1-1 背景及び経過

- 東久留米駅西口昇降施設は「東久留米駅西口土地区画整理事業」による駅前広場の整備に合わせ、平成6年3月より建設に着手し、同年11月16日に橋上駅舎とともに供用開始されております。



かつて昇降施設部と富士見テラス部で構成された東久留米駅西口昇降施設は、現在、富士見テラス部が除却されており、橋上駅舎の改札と行き来する昇降施設として供用が継続されています。

富士見テラスとは



当時の富士見テラス



現在の同付近

1-2 背景及び経過

- 令和2年第3回市議会定例会において、駅西口昇降施設は平成5年度の建築当時に、建築基準法に定める建築確認申請がなされていないことが判明しました。



- 特定行政庁（東京都多摩建築指導事務所）と調整を進め、現状施設の建築基準法に係る適合状況について現状確認を含めた調査の結果、富士見テラス部については、壁面の基準耐力の不足が確認されました。このため、市として安全性を考慮し、利用制限を行いました。



- 富士見テラス部の補強を行うためには、施工の難易度、工期の長期化、多額な費用負担等から、総合的に勘案し、熟慮の結果、早期に安全対策を講じていくため、富士見テラス部は除却を行いました。

1-3 背景及び経過

- 昇降施設部についても、施設が道路内の建築物であり、改修による建築基準法及び都市計画法の現行法適合は大変難しいとの結果に至りました。



- こうした結果を踏まえ、本施設の現行法適合に向けては、**都市計画道路（歩行者専用道）として改築していくもの**とし、駅西口広場の安全かつ円滑な交通処理が可能となるレイアウト等の見直しとともに、バリアフリー化の観点からも、高齢者や障害者の方などもより利用しやすい駅前広場となるよう、**駅西口広場全体を見直しの対象区域として、あわせて整備していくこと**としました。

1 背景及び経過（現行法適合）

- 現在の駅西口広場は昭和37年7月26日に都市計画決定している東村山都市計画道路3・4・19号線の終点部に4,840m²設けられた都市計画道路区域となります。

道 路

東村山都市計画(東久留米市区域) 昭和37年7月26日 建設省告示第1777号

3・4・19	小金井久留米線	前沢四丁目	本町一丁目	中央町	16	2,930	
					18	うち(320)	終点部に駅西口広場4,840m ² 設置

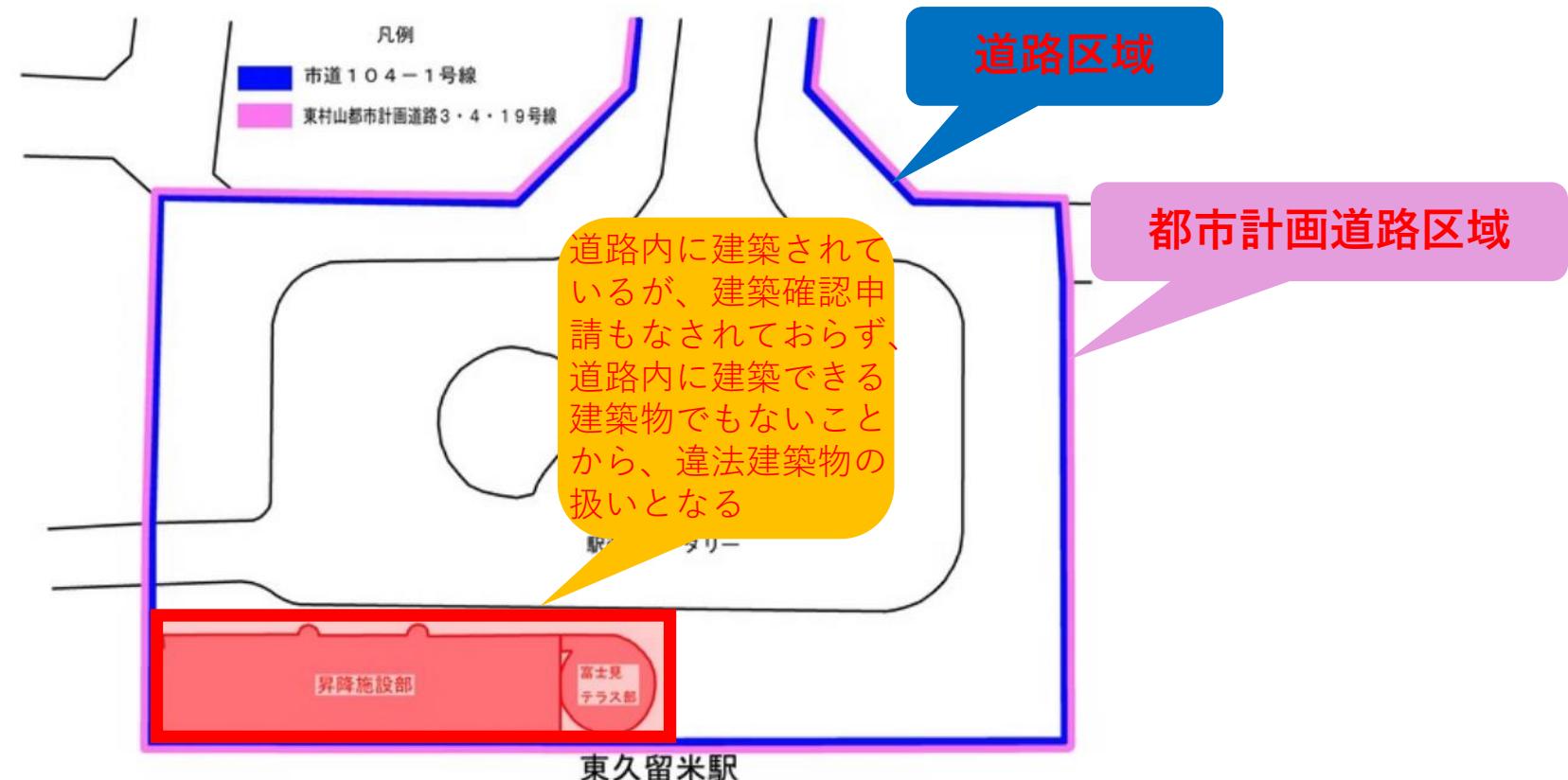
※東久留米市都市計画図より

- 一方で、駅西口昇降施設は、この道路区域に設置されています。



背景及び経過（現行法適合）

- 建築基準法第44条では道路内の建築制限が定められており、例外を除き、基本的に道路内に建築物は建築できないことになっています。
また、本施設は建築確認申請もなされていないことが判明しました。



1-5 背景及び経過（現行法適合）

現状、道路内に建築された昇降施設部分について、解決が必要となります。

方法案	方法	対応可否
1	現在の昇降施設部を道路区域からも都市計画道路区域からも除き、その分の土地を新たに確保する	今から新たに駅前広場に隣接する敷地から土地を確保することは不可能（×）
2	現在、道路に設置されている昇降施設部分を道路区域だけ除いて、都市計画道路区域は維持させる	都市計画道路区域と道路法の道路区域の法的整合性が取れなくなるため不可能（×）
3	現在の昇降施設部を「建築物」ではなく、「道路」として改築する	都市計画道路区域内に都市計画道路として改築すれば法的にも整合し可能（○）

都市計画施設とは

都市には、たくさん的人が集まって暮らしています。商工業といった各種産業の経済活動も盛んに行われています。こうした都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるものなどを「都市施設」といいます。

都市施設として都市計画に定めることができるものには、次のようなものがあります。

(都市計画法第11条第1項)

交通施設 (道路、鉄道、駐車場など)

公共空地 (公園、緑地など)

供給・処理施設 (上水道、下水道、ごみ焼却場など)

水路 (河川、運河など)

・・・ (略) ・・・

このように都市施設として定めることができるものには多くの種類がありますが、これらのうちからそれぞれの都市にとって必要なものを選択して都市計画に定めることになっています。

都市施設は、交通事情などの都市の現状や将来の見通しなどから考えて、適切な規模で必要な位置に定められます。

都市計画に定められた都市施設のことを「都市計画施設」といいます。 都市計画施設の区域内では、将来の事業が円滑に実施できるよう、建築規制が課されます。

都市計画道路とは

1. 都市における道路の機能と道路種別

(2) 道路の種別

道路の都市計画を定めるに当たっては、主として交通機能に着目して次のような道路種別を設定し、これらを適切に組み合わせて、道路の機能が十分発揮できるようにする必要がある。

① 自動車専用道路

都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路

② 幹線街路

都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路

・
・
・

③ 交通広場の立体利用

周辺の土地利用が高度に行われており、平面的に区域の確保が難しい場合、あるいは歩行者と車両との交錯をなくしたサービス水準の高い歩行者交通ネットワークの形成を図ることが望ましい場合等においては交通広場を立体的に整備することも考えられる。特に、歩行者空間を立体的に計画する場合には、駅や周辺建築物等との動線を勘案することが望ましい。

2 課題の整理

2-1 課題の整理

・令和6年5月

東久留米駅西口周辺の交通実態調査を行い、計画・検討のための基礎資料を得る事を目的として、利用状況等実態調査及び交通量調査を実施しました。



課題の整理（歩行者数調査結果から）



現状では、階段・エレベーターが1か所、エスカレーターは上り方向のみ設置されている。

⇒西口エレベーターは全体の約1割弱の利用であるが、車椅子は100%、杖利用者も6～8割利用しており、昇降施設機能の充足が課題である。

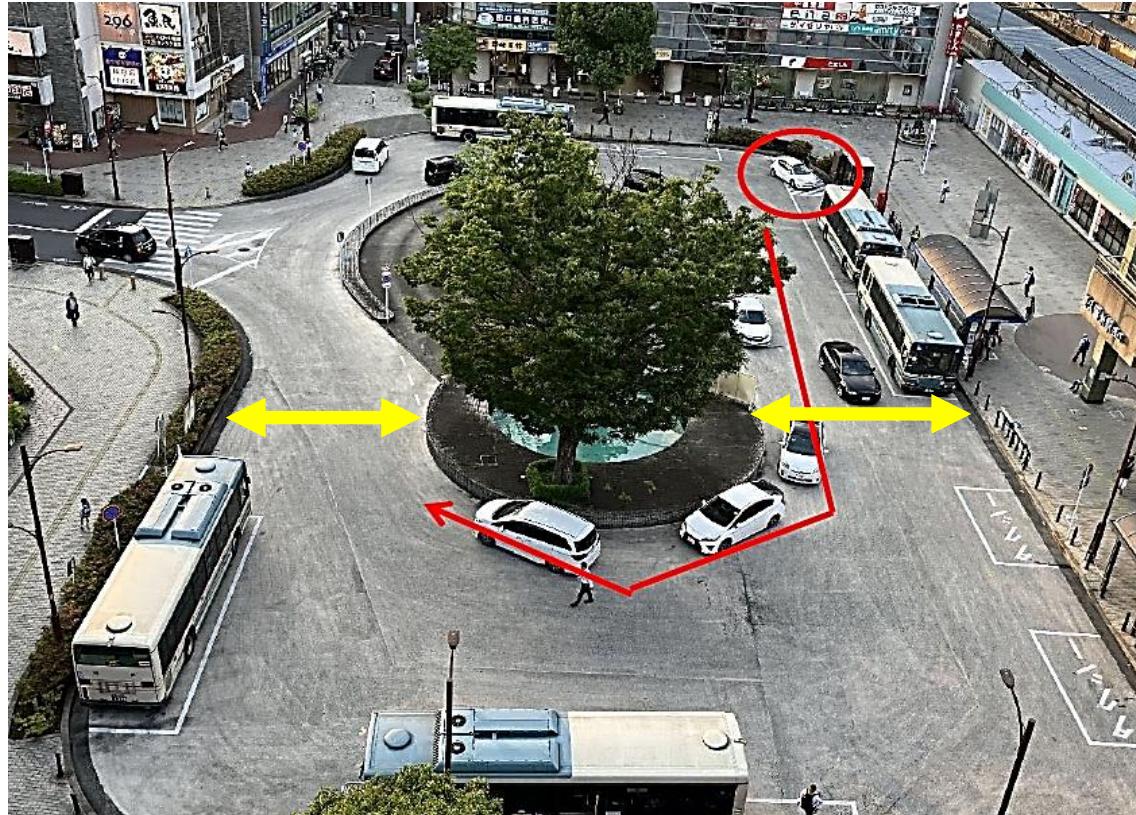
課題の整理（利用者数調査結果から）



バスがバス停に寄せることができない道路構造になっている。また、身体障害者用（車いす）の駐車ますが設置されていない。

⇒これらを満たすロータリー内の再配置が課題である。

課題の整理（利用者動線調査結果から）



車道空間が広く、一般車の交通島側への駐車を誘発している。また、一般車がバス停などに停車していることもあるほか、送迎時にロータリー内の乱横断が横行している。

⇒ロータリー内に一般車の駐車を誘発しないような適正な車道幅員が必要であり、さらに一般車のロータリー内への停車場も確保する必要がある。

2-5 課題の整理（車両交錯状況調査結果から）



市道2514号線

車両出口がロータリー内にあり、朝夕の通勤・通学時間帯を中心に歩行者数も多いことから、自動車との錯綜が危険である。

⇒ロータリー内車両出口における安全な歩行空間の確保が必要である。



これまで富士山を眺望出来ていた富士見テラス部が除却された



タクシー待機スペースが数珠つなぎ状にしか停車ができない等、機能的に課題がある

3 改築及び整備に関する方針

改築及び整備に関する方針

交通実態調査の結果、東久留米駅西口は供用開始から既に30年以上経過しており、**昇降施設部だけではなく、駅前広場全体にも課題が生じています。**



駅西口昇降施設の改築とともに、現在及び今後の利用を見据えて、駅前広場内のレイアウトも含めて見直す方針としました。

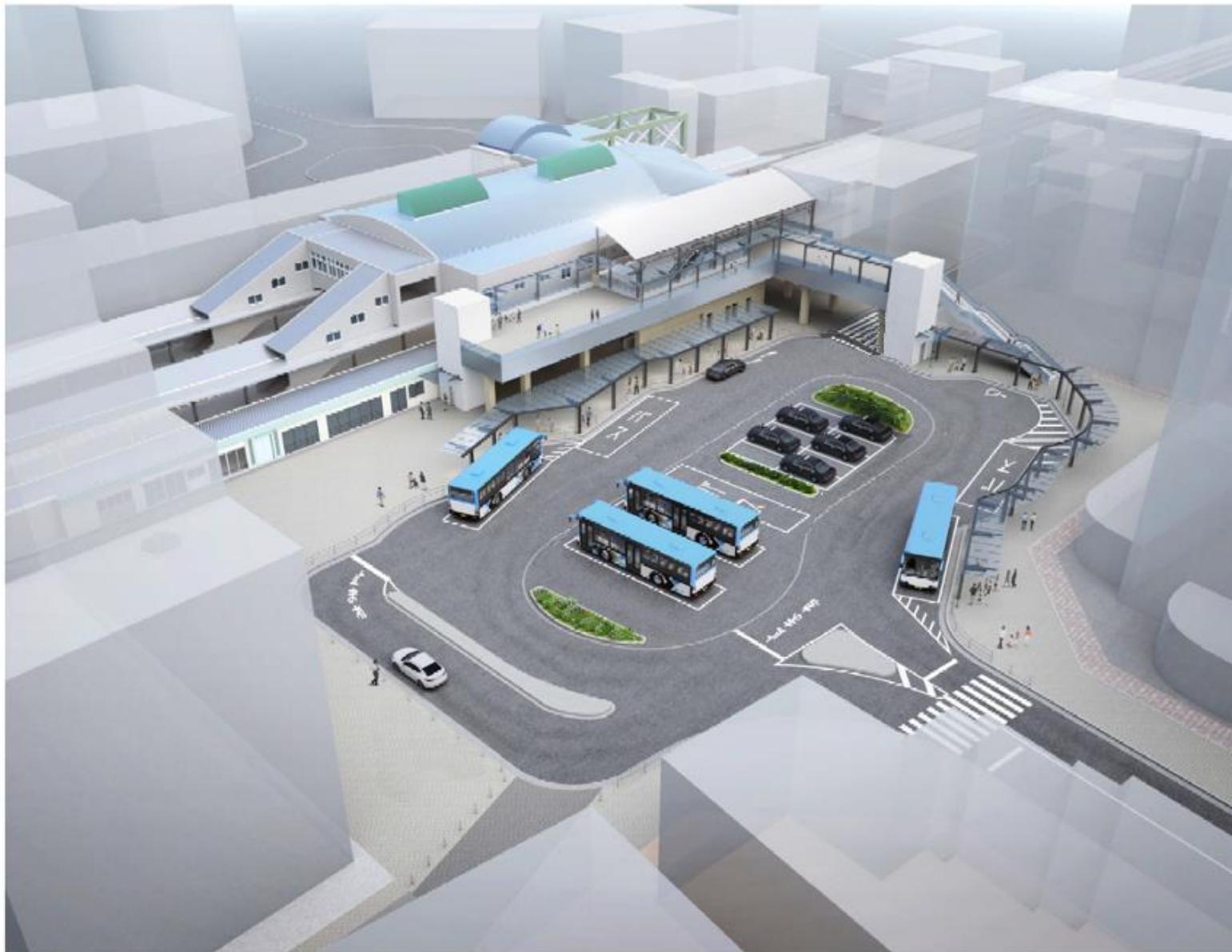
3-2 改築及び整備に関する方針（駅西口広場概略図）

※今後具体的な検討を進める中で変更となる可能性があります。



改築及び整備に関する方針（イメージ図（上空から見た図））

※今後具体な検討を進める中で変更となる可能性があります。



※今後具体な検討を進める中で変更となる可能性があります。

現行との比較



(1) 駅西口昇降施設

①安全で快適な歩行空間を確保した都市計画道路（歩行者専用道）としての位置付け

→駅西口広場内から南東に横断する市道2514号線は、駅を利用する歩行者と同広場内から横断する車両との接触の危険があることから、安全性のさらなる向上を図るため、この上空を通る通路を設置し、都市計画道路の一部として位置付けるものです。また、通路終端部にエレベーターも設置します。



市道2514号線

改築及び整備に関する方針②



改築及び整備に関する方針③



③既存設備の確保及び下りエスカレーターの新設

→既存施設に有するエスカレーター、エレベーター、階段及びトイレの設備は、引き続き新たに改築する昇降施設部に配置するとともに、あわせてバリアフリー化及び利便性向上の観点から、上りエスカレーターのみ設置された現状を見直し、上下エスカレーターとします。なお、エレベーターについては配置位置を変更して引き続き設置します。



新たに昇降施設として設置する際は下りエスカレーターも設置します

改築及び整備に関する方針④

(2) 駅西口広場

④一般車乗降場の新設

→一般車の交通島周辺への駐車やバス等乗降場への停車による交通の妨げを解消するため、一般車乗降場を新設します。



(参考) 国分寺駅北口一般車乗降場の例

改築及び整備に関する方針⑤



⑤高齢者や障害者の方などの利用を考慮したバリアフリー化

→ア 高齢者及び身体障害者等専用乗降場の新設

高齢者や障害者の方々が、より安全に移動できるよう、ロータリー内に専用駐車場を新設し、ここからエレベーターで上空通路に上がり、そのまま駅舎へ行き来できるようにします。



(参考) 久米川駅北口身障者等乗降場の例

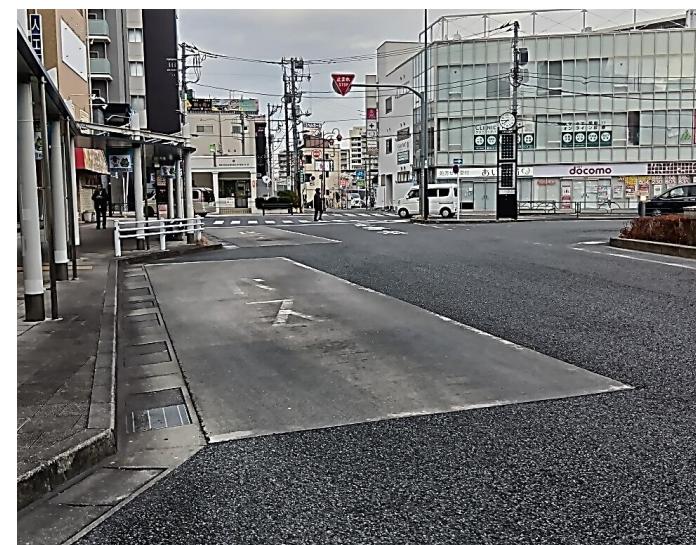
改築及び整備に関する方針⑥



⑥高齢者や障害者の方などの利用を考慮したバリアフリー化

→イ バス乗降場の正着構造の確保

高齢者や障害者の方などが乗り降りしやすいよう、バスが
バス停と隙間を空けないで停車できる構造にします。



(参考) 久米川駅北口バス乗降場の例

改築及び整備に関する方針⑦



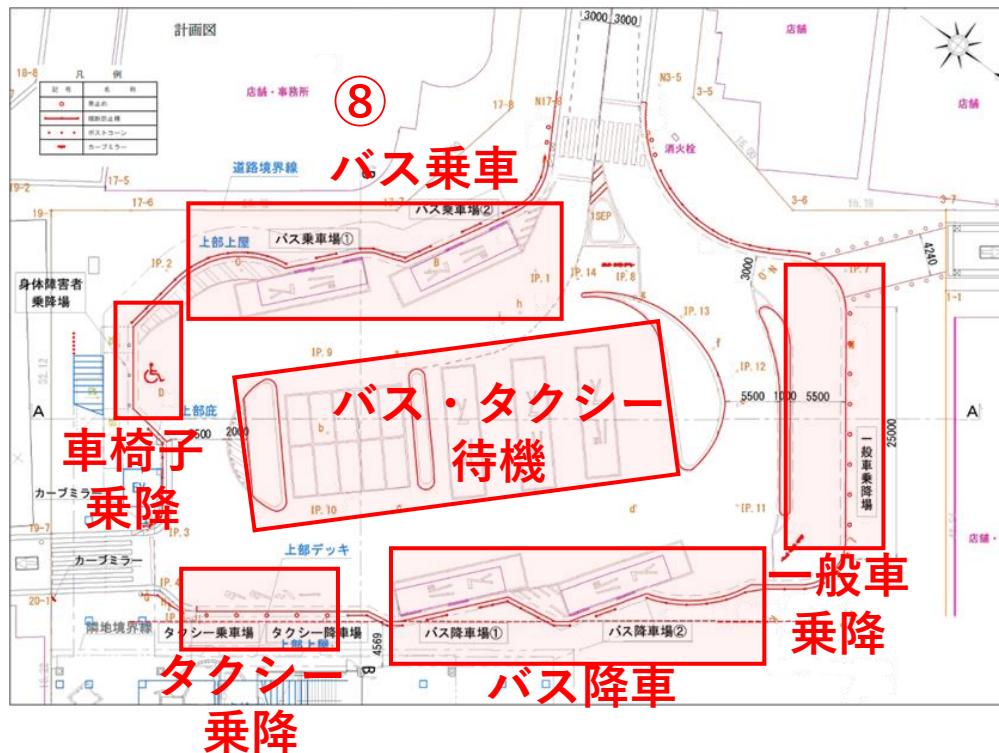
⑦バス及びタクシー待機場の確保

→現状、バスがバス乗降場以外にも停車しているという調査結果や関係機関との協議を踏まえ、ロータリー内の車両や歩行者が安全かつ円滑に移動できるよう、ロータリーの中央部をバス、タクシーの待機場として活用します。



(参考) ひばりヶ丘駅南口待機場の例

改築及び整備に関する方針⑧



⑧円滑な交通処理等に資するロータリー内の機能配置

→ロータリー内における、一般車、バス及びタクシー乗降場などの車両レイアウト及び車両移動経路等の機能配置については、交通管理者（警視庁）等との協議を踏まえ、左図のとおりとします。

4 整備スケジュール（案）

整備スケジュール（案）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
方針策定			★ 整備に関する方針策定 ・駅西口調査検討業務委託による現地調査 等						
都市計画決定			★ 都市計画決定 ・都市計画手続 (法 § 16,17,19,20等)						

整備スケジュール（案）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
事業認可取得					 ★ 事業認可取得 • 事業認可手続 (法 §59,62,66等)				
施設整備				 ★ 整備計画（仮称）策定 • 事業手法の検討					 • 設計含む

今後の予定について

今後、駅西口広場（駅前広場）の都市計画変更を実施していくにあたり、引き続き、都市計画変更（原案）説明会を令和8年2月頃に開催していく予定です。詳細につきましては広報2月1日号でお知らせいたします。

ご清聴ありがとうございました。

本方針についてのご意見につきましては、令和8年1月16日（金）より市ホームページ内の [トップページ > 暮らしの情報 > くらしと仕事 > 東久留米駅西口昇降施設](#) 内に専用フォームを設けますので、こちらでご意見いただけますと幸いです。

いただいたご意見につきましては、後日、要約し、市ホームページで公開します。また、令和9年度に策定予定の「整備計画（仮称）」の参考とさせていただきます。

The screenshot shows the Higashikurume City website with a green header bar containing links for '暮らしの情報', '施設案内', '市政情報', '文化・スポーツ', and 'イベント'. Below the header, a sidebar on the left lists categories like '暮らしと仕事', '物価高騰対応市内消費促進事業「東くるめプレミアムデジタルチケット(第2弾)」', '東久留米駅西口昇降施設', '道路', and 'デマンド型交通'. The main content area displays information about the 'West Gate Lift Facility' under the '暮らしと仕事' category.



ご意見フォーム二次元コード
(令和8年1月16日から)

質疑応答

- ・本日いただいた内容は、改めて市ホームページ内に記載いたします。
- ・本日ご回答出来ない内容につきましても、改めてホームページ内で回答をお示しします。